

下記の財産について一般競争入札による売払いを行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び浜松市契約規則（昭和 39 年浜松市規則第 31 号）第 4 条の規定に基づき公告する。

2025 年 7 月 30 日

浜松市長 中野 祐介

記

1 入札に付する事項等

物件	財産（土地）の表示	予定価格 （最低売却価格）	入札執行日時
1	天竜区春野町豊岡字下石切 691 番 1、691 番 2、691 番 5、695 番、695 番 2、696 番、697 番、698 番、699 番 1、699 番 3、700 番 1、701 番 1、702 番 1、703 番 1、703 番 2、704 番 1	3,760,000 円	2025 年 9 月 25 日（木） 午前 10 時 00 分から

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

個人又は法人で次の各号に掲げる者以外のものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- （2）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等と密接な関係を有する者、これらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人）となっている法人その他の団体に該当する者
- （3）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連営業その他これに類する業、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供しようとする者
- （4）市税を滞納している者
- （5）正当な理由がなく、市有地の売買契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実があった日から 2 年を経過しない者
- （6）入札参加申込書及び入札保証金を指定した期日までに提出しなかった者
- （7）地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する本市の職員

3 入札執行の日時及び場所

入札の執行日時は 1 の表に記載の日時とし、場所は浜松市役所「入札室」（浜松市役所北館 5 階）とする。

4 入札関係書類の配付期間及び配付場所

(1) 配付期間

2025年7月31日(木)から2025年9月5日(金)までの
午前9時00分から午後4時00分まで
(土・日曜日、祝日を除く)

(2) 配付場所

- ・浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所北館4階)
住所:浜松市中央区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2276
- ・中央区区振興課
住所:浜松市中央区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2210
- ・中央区東行政センター
住所:浜松市中央区流通元町20番3号 電話番号:053-424-0115
- ・中央区西行政センター
住所:浜松市中央区雄踏一丁目31番1号 電話番号:053-597-1112
- ・中央区南行政センター
住所:浜松市中央区江之島町600番地の1 電話番号:053-425-1120
- ・浜名区区振興課
住所:浜松市浜名区貴布祢3000番地 電話番号:053-585-1141
- ・浜名区北行政センター
住所:浜松市浜名区細江町気賀305番地 電話番号:053-523-1112
- ・天竜区区振興課
住所:浜松市天竜区二俣町二俣481番地 電話番号:053-922-0011

5 入札参加申込書及び入札保証金の受付期間及び受付場所

下記受付期間内・場所に、直接提出すること。郵送、インターネット等による申込みは受け付けない。

(1) 受付期間

2025年8月14日(木)から2025年9月5日(金)までの
午前9時00分から午後4時00分まで
(土・日曜日、祝日を除く)

(2) 受付場所

浜松市財務部アセットマネジメント推進課(浜松市役所北館4階)
住所:浜松市中央区元城町103番地の2 電話番号:053-457-2276

(3) 提出物

別紙「市有財産売却一般競争入札 申込説明書」4(1)に記載の必要書類及び入札保証金。
なお、入札保証金については、入札金額の100分の5以上に相当する額を、銀行振り出しの保証小切手により、提出するものとする。

※小切手については、「申請書様式等(申込説明書別添資料)の別紙1」に詳細説明あり

6 入札方法

入札書は、本人又はその代理人が出頭して封書にて提出すること。また、理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回は認められない。

7 入札の無効

浜松市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 予定価格以上で、かつ最高価格の入札者を落札者とする。この場合において、最高価格の入札者が2人以上あるときは「くじ」により落札者を決定する。
- (2) 開札の結果、予定価格に達する入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は1回とする。

9 契約方法

落札者は、落札日から7日以内（浜松市の休日を定める条例（平成元年浜松市条例第76条）第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）に当該落札物件の財産譲受申込書を市に提出するものとし、当該申込に対する市からの売払決定通知を受領した日から7日以内（浜松市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しない。）に、市が定める所定の様式により売買契約を締結しなければならない。また、当該契約は、原則として2025年10月24日（金）までに行うものとする。

10 契約保証金

落札者は、売買契約締結時まで、落札金額の100分の10以上の金額を、契約保証金として納付しなければならない。

11 用途の制限

落札者は買受けた財産を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律第5条に規定する観察処分を受けた団体の用に供してはならない。

12 その他

- (1) 入札参加者は、本公告のほか、市有財産売払一般競争入札申込説明書及び物件調書を熟知のうえ入札に参加しなければならない。
- (2) 物件の引渡しは、物件調書に特別の記載がない限り、現状有姿にて行うものとする。
- (3) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨（円）とする。
- (4) 傍聴を希望する者は、2025年9月24日（水）午後1時00分までに、傍聴を希望する旨を浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話番号：053-457-2276）に申し出るものとする。ただし、入札時、傍聴席に空きがある場合は、事前の申出なく傍聴することができるが、入札開始10分前までに受付を済ませる必要がある。なお、適正な入札の執行に支障があると市が判断したときは、傍聴が認められないことがある。
- (5) 本公告に係る問合せの窓口は、浜松市財務部アセットマネジメント推進課（電話番号：053-457-2276）とする。